

TAOKA 訪問看護ステーション 山手

第1 重要事項説明書

あなた(またはあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。分からないことがあれば遠慮なく質問をしてください。

居宅介護支援サービスの開始にあたり、厚生労働省令第三十八号第四条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 指定訪問看護サービスを提供する事業所について

事業所名称	TAOKA 訪問看護ステーション 山手
事業所の所在地	徳島市東山手町1丁目5
法人種別	医療法人
指定年月日	平成25年4月1日
指定番号	徳島県指定 第3660190459号
管理者氏名	三好 理絵
電話番号	088-678-5777
FAX番号	088-678-6188
URL	sakura.homon.nsrh@taoka.or.jp
通常の事業の実施地域	主に徳島市・鳴門市・板野郡・名西郡・名東郡

2. 事業の目的および運営方針

事業の目的	家庭での療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るとともに、その生活の質の確保を図ることを目的とします。
運営の方針	利用者の介護又は介護予防を目的として、その者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。 訪問看護等の提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように説明します。 訪問看護等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、円滑なサービスの提供に努めるものとしします。

3. 事業所の職員体制

職種	人員	勤務の体制
管理者(看護師兼務)	1名	常勤
看護師	5名以上	常勤
理学療法士等	3名以上	常勤

4. 営業日、営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで。ただし、1月1日～1月3日を除く(必要時要相談)
営業時間	午前 8 時 30 分～午後5時 15 分まで

5. 提供するサービスおよびその利用料について

1) 提供するサービス

- ① サービスの提供にあたっては利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、要介護状態になることの予防ができるよう、適切にサービスを提供します。
- ② 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、主治医の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- ③ サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

2) サービス利用料および利用者負担について

- ① 訪問看護は介護保険又は健康保険の利用ができます。介護保険をご利用の場合、利用料は介護保険介護報酬告示上の額によるものとし、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。医療保険の適応がある場合は、原則として料金表の利用料金の1～3割が利用者の負担額となります。
- ② 利用者は料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要となった費用を支払うものとします。
- ③ 請求および支払い方法について
 - ▶ 利用者指定口座から自動振替の場合
請求書は、毎月 20 日までに利用料明細書を添えて送付いたします。翌月 26 日に指定する口座から振り替えます。(26 日が土・日・休日の場合は、翌営業日になります)
初回の支払いに関しては手続きの関係上、2 か月分まとめた請求になることがございます。
 - ▶ 現金払いの場合
毎月 20 日までに、サービスの提供日、先月の利用料などの内訳を記載した「利用料明細書」を作成し、請求書に添付いたします。訪問時に集金し、領収書を発行いたします。
- ④ 交通費、キャンセル料はいただきません。
- ⑤ 保険適用外、介護保険給付の額を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	三好 理絵
-------------	-----	-------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。

- ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- ④ 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者およびその家族に関する秘密の保持について

- ① 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める事とします。
- ② 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での看護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはあらかじめ文書で利用者又はその家族の同意を得るものとします。
- ③ 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させる為、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容に含めます。

8. 緊急時等の対応の方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて応急処置を行い、速やかに主治医や事業所の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先に連絡します。

【協力医療機関】

名 称	医療法人倚山会 田岡病院
病 院 長	吉岡 一夫
所 在 地	徳島市万代町4丁目2番地2
電 話 番 号	088-622-7788

名 称	医療法人きたじま倚山会 きたじま田岡病院
病 院 長	里見 淳一郎
所 在 地	徳島県板野郡北島町鯛浜字川久保30番地1
電 話 番 号	088-698-1234

9. 事故発生時の対応

- ① サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等および利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、重大な事故の場合は保険者である市町村に連絡します。

- ② 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。
- ③ 事業者は損害賠償保険(訪問看護事業者総合補償制度)に加入しています。

10. 身分証携行義務

職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11. 心身の状態の把握

サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12. 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13. サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は契約終了日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14. 衛生管理等

- ① 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めます。

15. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- ① 災害発生時は、その規模や被害状況により通常業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- ② 指定感染症蔓延時には通常業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて必要な訪問を行います。

16. サービス提供に関する相談、苦情について

- ① 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業者、区市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- ② 事業者は、苦情申立ての窓口及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上、改善に努めます。

- ③ 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることはありません。

事業所の苦情申し立て窓口	管理者 三好 理絵
--------------	-----------

市町村(保険者)の窓口	
徳島市役所健康福祉部 高齢介護課	徳島県徳島市幸町 2 丁目 5 電話 088-621-5585 (土・日・祝祭日を除く 9:00~17:00)
鳴門市役所長寿介護課	徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170 電話 088-684-1175 (土・日・祝祭日を除く 8:30~17:00)
板野町役場福祉保健課	徳島県板野郡板野町吹田字町南 22-2 電話 088-672-5986 (土・日・祝祭日を除く 8:30~17:00)
藍住町役場健康推進課	徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前 52-1 電話 088-637-3115 (土・日・祝祭日を除く 8:30~17:15)
北島町役場保健福祉課	徳島県板野郡北島町中村字上地 23-1 電話 088-698-9805 (土・日・祝祭日を除く 8:30~17:00)
松茂町役場長寿社会課	徳島県板野郡松茂町広島字東裏 30 電話 088-699-2190 (土・日・祝祭日を除く 8:30~17:00)
上板町役場福祉保健課	徳島県板野郡上板町七條字経塚 42 電話 088-694-6810 (土・日・祝祭日を除く 8:30~17:00)
石井町役場福祉生活課	徳島県名西郡石井町高川原字高川原 121-1 電話 088-674-1116 (土・日・祝祭日を除く 8:30~17:00)
神山町役場健康福祉課	徳島県名西郡神山町神領字本野間 100 電話 088-676-1111 (土・日・祝祭日を除く 8:30~17:00)
佐那河内村役場健康福祉課	徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ 31 番地 電話 088-679-2111 (土・日・祝祭日を除く 8:30~17:00)
公的団体その他の窓口	
徳島県国保健康保険団体連合 会 介護保険課	徳島県徳島市川内町平石若松 78-1 電話 088-665-7205 (土・日・祝祭日を除く 9:00~17:00)
徳島県運営適正化委員会	徳島市中昭和町 1 丁目 2 総合福祉センター内 電話 088-611-9988 (土・日・祝祭日を除く 9:00~17:00)

17.禁止行為と事業者からの契約解除について

次に掲げる行為により職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが困難になったとき、契約を解除させていただくことがあります。

- ① 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
- ② 職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等性的ないやがらせ行為)

上記により契約を解除する場合、事業者は居宅介護支援事業所または保険者である区市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じます。

以上

【訪問看護・予防訪問看護利用料金表(重要事項説明書別紙)】

令和7年4月1日改訂

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(厚生労働省告示第八十六号)に準拠した金額です。

【訪問看護・予防訪問看護】利用料金(1回につき)

7級地 1単位=10.21円

所要時間 負担割合	看護師が訪問した場合							
	20分未満		30分未満		60分未満		90分未満	
	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防
10割	3,205円	3,093円	4,808円	4,604円	8,402円	8,106円	11,516円	11,128円
1割負担*	321円	310円	481円	461円	841円	811円	1,152円	1,113円
2割負担*	641円	619円	962円	921円	1,681円	1,622円	2,304円	2,226円
3割負担*	962円	928円	1,443円	1,382円	2,521円	2,432円	3,455円	3,339円
単位数	314単位	303単位	471単位	451単位	823単位	794単位	1128単位	1090単位

所要時間 負担割合	理学療法士等が訪問した場合			
	20分		40分	
	訪問看護	介護予防* ₂	訪問看護	介護予防* ₂
10割	3,001円	2,899円	6,003円	5,799円
1割負担*	301円	290円	601円	580円
2割負担*	601円	580円	1,201円	1,160円
3割負担*	901円	870円	1,801円	1,740円
単位数	294単位	284単位	588単位	568単位

*自己負担の割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

*理学療法士等が利用開始の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、1回(20分)につき15単位が減算されます。

加算項目と単位数	料金(10割)	算定の要件など
サービス提供体制強化加算 I	1回の訪問につき61円	提供するサービスの質を上げるための取り組みを行っていることを評価する加算(下記1)~4)を満たしている場合に算定するもの。 1)すべての看護師等に対して、個別の研修計画を作成し、計画に沿った研修を実施している。 2)利用者に関する情報の伝達、サービス提供の留意事項の伝達、技術指導を目的とした会議をおおむね1か月に1回以上開催し、開催状況の概要を記録している。 3)すべての看護師等に対して、事業主が費用を負担して、少なくとも1年に1回以上健康診断等を実施している。 4)看護師等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の割合が30%以上である。
単位数	6単位	
(予防)緊急訪問看護加算 I	6,126円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合に、その基準で規程されている区分に従い、表1の利用料金に加算されるもので、下記1)2)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 1)利用者又はその家族等から電話により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある。 2)緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている。
単位数	600単位	
(予防)特別管理加算 I	5,105円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合に、その基準で規程されている区分に従い、上記の利用料金に加算されるものです。 ◇以下に該当する状態にあるご利用者に対して計画的な管理を行った場合 ●Iを算定する場合 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。 ●IIを算定する場合 ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又はを受けている状態。 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③真皮を超える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
単位数	500単位	
(予防)特別管理加算 II	2,552円	①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又はを受けている状態。 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③真皮を超える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
単位数	250単位	

(予防)初回加算 I	3,573円	新規に訪問看護計画を作成したご利用者に対して、病院や診療所等から退院した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合に算定するものです。
単位数	350単位	
(予防)初回加算 II	3,063円	新規に訪問看護計画を作成したご利用者に対して、病院や診療所等から退院した日の翌日以降に看護師が初回の訪問看護を行った場合に算定するものです。初回加算 I を算定している場合には算定しません。
単位数	300単位	
(予防)退院時共同指導加算	6,126円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中のご利用者が退院又は退所するに当たり、訪問看護事業所の看護師等が、退院時共同指導を行った後に、ご利用者が退院又は退所され、サービスを行った場合に加算するものです。 特別な管理を必要とするご利用者については2回算定する場合があります。
単位数	600単位	
早朝・夜間加算	通常料金× 125%	6:00～8:00、18:00～22:00
深夜加算	通常料金× 150%	22:00～明朝6:00
(予防)長時間加算	3,063円	特別管理加算対象者で90分以上を超えて訪問看護を実施した場合
単位数	300単位	
(予防)複数名訪問加算	2,593円	複数の看護師による訪問・30分未満
単位数	254単位	
(予防)複数名訪問加算	4,104円	複数の看護師による訪問・30分以上
単位数	402単位	
看護・介護職員連携 強化加算	2,552円	喀痰吸引等を行う『登録特定行為事業者』として登録している訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援する場合。 同行訪問した日の属する月の1回目の訪問日に算定
単位数	250単位	
ターミナルケア加算	25,525円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合に、その基準で規程されている区分に従い、上記の利用料金に加算するものです。 ◇以下に該当する場合において、ターミナルケア加算を算定することができます。 ① 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施していること。 ② 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制についてご利用者及びそのご家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施していること。
単位数	2,500単位	

※ 区分支給限度基準額を超えた料金および、下記介護保険適応外のケアについては全額自己負担になります。

死後の処置料	10,000円	ご希望に応じて亡くなられた後の処置を実施した場合
--------	---------	--------------------------

◇上記料金の他、訪問看護指示書の受ける医療機関にて訪問看護指示書料の支払いが発生します。

◇各種保険の他、公費負担医療制度もお取り扱い致します。